

令和7年度医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業費補助金 募集要項

令和5年度実施の募集要項の内容から変更になっていますので、本募集要項の内容を必ずご確認の上、申請してください。

※補助対象施設、補助対象事業、補助対象期間、交付申請に必要な書類、補助金の採択基準等については、特にご留意ください。

(目 次)

■本補助金関係資料の掲載先（ウェブサイト）	2
■補助金の申請期間	2
■申請方法	2
■補助金申請等の流れ	3
■申請や事業実施にあたっての重要事項	3

【本事業の内容、事務手続きについて】

1 事業の目的	5
2 補助対象施設	5
3 応募資格者	5
4 補助対象事業	6
5 補助対象期間	7
6 補助対象となる経費	7
7 補助金の補助率と上限額・下限額	7
8 交付申請に必要な書類（交付申請書類）	8
9 補助金の採択基準等	10
10 事業内容の変更	11
11 実績報告	11
12 実績報告に必要な書類（実績報告書類）	11
13 完了検査	13
14 補助金の支払	13
15 問い合わせについて	13

■本補助金関係資料の掲載先（ウェブサイト）

申請様式等の関係資料は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しておりますので、以下のウェブサイトのページにアクセスし、関係資料を入手してください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/68205>

※トップページのサイト内検索で「68205」と入力してください。

■補助金の申請期間

令和7年4月1日（火）午前9時～令和7年4月30日（水）午後5時

- 申請期間は4月1日からになりますが、補助金の申請をお考えの方は、申請期間の開始前においても、上記ウェブサイトや本募集要項により、交付申請に必要な書類を確認し、適宜申請に向けた準備を進めてください。
- 予算額の関係で、申請状況によっては、上記の申請期間中であっても募集を終了する場合があります。
- 補助金の採択方法（優先順位等）については、P10「9 補助金の採択基準等」をご確認ください。優先順位の各区分内では、申請受付順で採択することになります。
※書類審査や優先順位の関係で、申請しても採択されない場合があります。
※令和4年度、令和5年度募集の本補助金を受けた施設も、令和7年度募集の補助対象要件に該当する場合は申請可能ですが、優先順位は低くなります。
- 申請は施設ごとに行ってください。同一建物内で他の対象となるサービスを併設している場合は、1施設として、主たる施設のほうで申請してください。

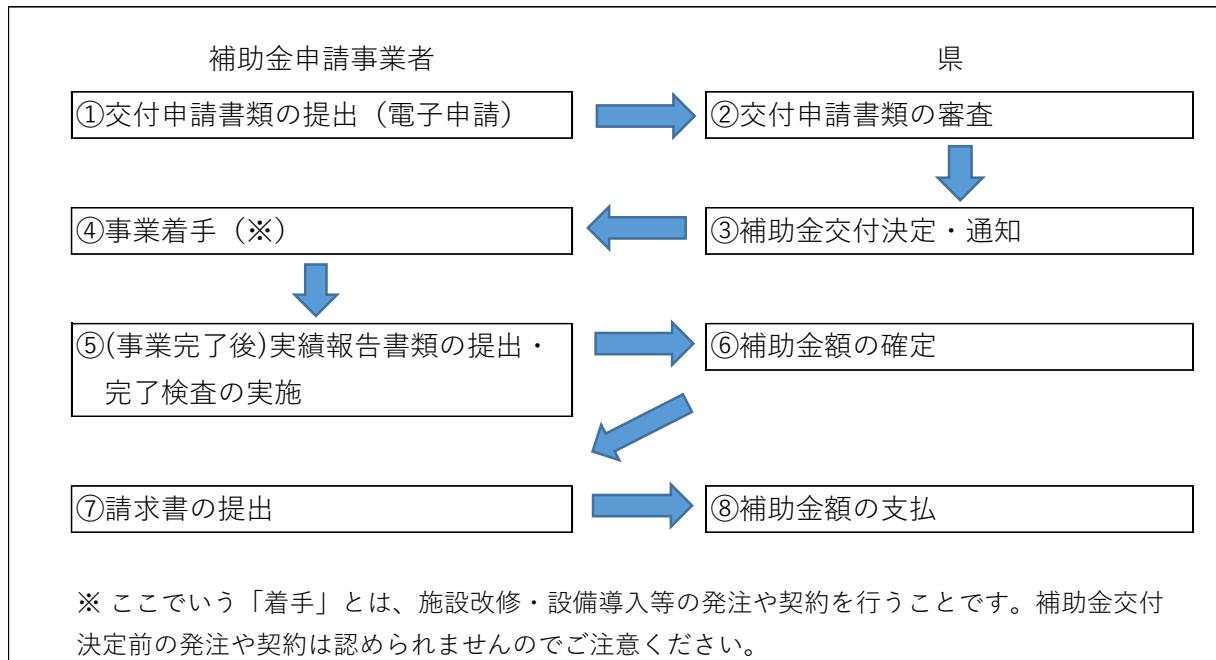
■申請方法

「Graffer スマート申請」を利用して、電子申請を行ってください。

申請方法は、上記ウェブサイト掲載の「電子申請の手順について」をご参照ください。

- 郵送や持参による申請は受け付けません。
- 電子申請に添付が必要な交付申請書類を準備した上で申請してください。
※指定様式については、上記ウェブサイトからダウンロードしてください。
※紙媒体の添付書類はPDF化などを行い、電子申請のシステムにアップロードすることが必要です。
- 申込が完了すると、「申込完了通知メール」が届きます。メールが届かない場合は、申込が完了していない可能性がありますので、県福祉政策課までお問い合わせください。
- 書類の記載内容に著しい不備や不足書類がある場合は、申請を受理しない場合があります。（※申請が受理できない場合は連絡します。）

■補助金申請等の流れ



■申請や事業実施にあたっての重要事項

- 補助金の「交付決定通知」が交付されるまでは、補助事業に着手することはできません。
※交付決定より前に発注や契約を行った場合は、補助金をお支払いできません。
- 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象となりません。
※交付申請書類等に記載する補助対象経費は、「消費税及び地方消費税」を除いて記載してください。
- 既存設備の更新（ボイラー・空調の設置、施設照明のLED化等）の場合は、設備・機器メーカー又は納入業者等から、エネルギー消費量（消費電力等）の削減が見込まれることの証明書を発行していただく必要があります。
※「8 交付申請に必要な書類」（2）②③④のイを参照（P9）
- 事業費の適正な執行のため、原則、2者以上の事業者から見積書を徴取していただく必要があります。（※1者の場合は選定理由書の提出が必要）
※「8 交付申請に必要な書類」（3）を参照（P9）
- 補助金をお支払いするための実績報告書類の提出は、令和8年1月30日が最終期限となります。提出後、県の担当者が現地確認（完了検査）を行います。
※実績報告書類は、事業完了日（施設改修・設備導入等の工事が完了し、請負業者等への支払いを全て終えた日）から1か月以内に提出する必要がありますが、令和8年1月中に事業完了した場合は、令和8年1月30日までに提出する必要があります。

- 地方公共団体が設置した施設は、補助対象となりません。
- 同一の対象経費について、国、県、市町村等が実施する他の補助制度等の事業と重複して補助対象とすることはできません。ただし、市町村が実施する本補助金への上乗せ補助についてはこの限りではありません。
- この補助金には下限額（補助対象経費で最低 75 万円。補助率が 2/3 ですので補助額では 50 万円）を設定しています。下限額に満たない場合は、申請できません。仮に予定金額が下限額を上回っており交付決定を受けたとしても、その後の状況の変化等により補助対象経費の実績額が 75 万円（補助額で 50 万円）を下回った場合には、交付決定を取り消し、補助金を交付することができなくなります。なお、この場合の金額も、消費税及び地方消費税相当分を除外した金額で判断します。
- 交付決定後の事業実施に当たっては、P11 「12 実績報告に必要な書類」を確認しながら進めてください。
- 補助金の交付対象に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。
- 県税（延滞金及び加算金を含みます。）に滞納がある場合、補助金の交付対象となりません（※「3 応募資格者」（3）を参照（P5））。滞納の有無については、県福祉政策課から総合県税事務所に直接照会しますので、滞納の有無について照会されることを了解のうえ申請してください。
※納税証明書等の添付は不要です。
電子申請の際に、滞納の有無について照会することについて同意していただきます。

【本事業の内容、事務手続きについて】

1 事業の目的

この補助金は、県内の医療・介護・福祉施設を運営する事業者が行う省エネルギー化の取組に対して支援することを目的とします。

2 補助対象施設

補助金の対象となる施設は、秋田県内において、医療、介護、福祉サービスを提供する施設のうち、入院病床を有する医療施設、入所・居住系の福祉施設として現に運営されている次表の施設とします。(地方公共団体が設置した施設を除く。)

【補助対象施設】

区分	補助対象施設
医療機関	病院、有床診療所
高齢者施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害福祉施設	障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、福祉型障害児入所施設、共同生活援助事業所（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）
児童福祉施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム
保護施設	救護施設

3 応募資格者

- (1) 対象施設の施設改修・設備導入等の事業を行う方が申請できます。主たる事務所が県外に所在する場合でも構いません。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は、補助金の交付対象としません。
- (3) 県税に係る徴収金に滞納のある者は、補助金の交付対象としません。

4 補助対象事業

(1) 補助金の交付対象となる事業は、対象施設の省エネルギー化に資する施設改修・設備導入等で、次のとおりとします。

【補助対象事業】

番号	種類	省エネルギー化の基準
①	「二重窓」又は「複層ガラス」の設置 <u>※既存部分の改修に限る。</u>	改修により、エネルギー消費量削減等の省エネルギー効果が見込まれるもの ※エネルギー消費量とは、消費電力(量)、消費重油量、ガス消費量などをいう。(以下同じ)
②	省エネルギー型ボイラーの設置 <u>※既存設備の更新に限る。</u>	更新により、エネルギー消費量削減の省エネルギー効果が見込まれるもの
③	省エネルギー型空調の設置 <u>※既存設備の更新に限る。</u>	
④	施設照明のLED化 <u>※既存の照明設備のLED化に限る。</u>	
⑤	太陽光発電システムの設置 <u>※対象施設の敷地内への新設・増設に限る。</u> <u>※売電収入を得ることが目的で設置するものは対象外</u>	設置により、電力消費量（小売電気事業者から購入する電力の消費量に限る。）の削減の省エネルギー効果が見込まれるもの
⑥	(ア)その他省エネルギー化の取組として知事が認めたもの（上記①～④に類するものに限る。） <u>※既存部分の改修又は既存設備の更新に限る。</u> (イ)その他省エネルギー化の取組として知事が認めたもの（上記⑤に類するものに限る。） <u>※再生可能エネルギー源を利用するための設備に限る。</u>	上記①～⑤に準じた省エネルギー効果が見込まれるもの

※⑥は補助金採択の優先順位が低くなります。（P10 「9 補助金の採択基準等」参照）

(2) 省エネルギー効果があることが確認できる事業が対象となり、単純な経年劣化等による改修や修繕、設備更新は対象となりません。

(3) 中古品やリース品は補助対象となりません。

(4) 同一の対象経費について、国、県、市町村等が実施する他の補助制度等の事業と重複して補助対象とすることはできません。ただし、市町村が実施する本補助金への上乗せ補助についてはこの限りではありません。

5 補助対象期間

補助対象期間は、「交付決定通知」の通知日から令和8年1月30日までとなります。
※対象期間内に、発注や契約を行い、施設改修・設備導入等の工事を完了し、支払いを済ませ、実績報告書類を提出することが必要です。

※県からの交付決定通知の予定時期については、P10「9 補助金の採択基準等」の(2)を参照してください。

※交付決定より前に、発注や契約を行うことは認められませんのでご注意ください。

6 補助対象となる経費

(1) 補助対象経費、補助対象外経費は、次表に記載のとおりです。

<u>①補助対象経費</u>	設計費、設備工事費、修繕費、備品購入費、既存設備の撤去工事・処分費等であって、事業の目的を達成するために必要と認められる経費
----------------	--

<u>②補助対象外経費</u> ※あくまでも一例として記載したもの。	振込手数料、消費税及び地方消費税相当額、本補助金の交付申請のための書類作成・送付に係る費用、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費 など
---------------------------------------	--

7 補助金の補助率と上限額・下限額

(1) 補助率：3分の2以内

(2) 補助金上限額：200万円

(3) 補助金下限額：50万円

8 交付申請に必要な書類（交付申請書類）

交付申請に必要な書類は、次の表のとおりです。申請後に、必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがありますので、連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。

【交付申請書類】

番号	必要な書類
(1)	<p>ア 交付申請書（様式第1号）</p> <p>イ 事業計画書（別紙1）</p> <p>※2 事業概要の「事業効果」欄には、本補助事業により見込まれる省エネルギー効果について、次の点に留意して、具体的に記載してください。</p> <p class="list-item-l1">①「二重窓」又は「複層ガラス」の設置の場合（※既存部分の改修に限る。） ・下記（2）①エの「省エネルギー効果見込（別紙4）」の内容（改修により、エネルギー消費量削減等の省エネルギー効果が見込まれること）を数値を用いて文章中に記載してください。（※ウェブサイトに掲載の記載例を参照）</p> <p class="list-item-l1">②ボイラーの設置、③空調の設置、④施設照明のLED化の場合（※②③は既存設備の更新、④は既存の照明設備のLED化に限る。） ・下記（2）②～④イの「設備比較証明書（別紙3）」の内容（更新により、エネルギー消費量削減の省エネルギー効果が見込まれること）を数値を用いて文章中に記載してください。（※ウェブサイトに掲載の記載例を参照）</p> <p class="list-item-l1">⑤太陽光発電システムの設置の場合（※対象施設の敷地内への新設・増設に限る。） ・下記（2）⑤エの「太陽光発電システム導入による省エネルギー効果見込（別紙5）」の概要（設置により電力消費量削減の省エネルギー効果が見込まれること）を文章中に記載してください。（※ウェブサイトに掲載の記載例を参照）</p> <p class="list-item-l1">⑥その他省エネルギー化の取組の場合 ・上記①～⑤の中の類するものに準じて、記載してください。</p> <p>※2 事業概要の「スケジュール（予定）」のうち、「事業開始（契約、発注）」欄に記載する時期については、P10「9 補助金の採択基準等」（2）の内容を参考に現時点の予定を記載いただきますが、実際の事業開始は、県からの「交付決定通知」の交付後になりますので、御留意ください。</p>

(2)	<p>事業実施前の状況がわかる資料及び、事業内容がわかる資料</p> <p>①「二重窓」又は「複層ガラス」の設置の場合（※既存部分の改修に限る。）</p> <p>ア 改修前の既存部分の場所がわかる平面図（配置図）</p> <p>イ 改修前の既存部分の状況がわかる写真</p> <p>ウ 設置する窓等の仕様・性能等がわかるもの（カタログの該当ページの写し等）</p> <p>エ 省エネルギー効果見込（別紙4）</p> <p>②ボイラーの設置、③空調の設置、④施設照明のLED化の場合（※②③は既存設備の更新、④は既存の照明設備のLED化に限る。）</p> <p>ア 既存設備の状況がわかる写真（背景等から設置場所が判別できるもの） ※照明設備等で数量が多い場合は、平面図（配置図）等で補足すること。</p> <p>イ 設備比較証明書（別紙3）</p> <p><u>※設備・機器メーカー又は納入業者等から、既存設備と導入予定設備を比較して、エネルギー消費量の削減が見込まれることについて、指定様式（別紙3）で証明してもらうこと。</u></p> <p><u>※証明書には、既存設備及び導入予定設備の性能等が記載されている、それそのカタログの該当ページの写し等を添付すること。</u></p> <p>⑤太陽光発電システムの設置の場合（※対象施設の敷地内への新設・増設に限る。）</p> <p>ア 設置予定場所の導入前の状況がわかる平面図（配置図）※附属設備を含む。</p> <p>イ 設置予定場所の導入前の状況がわかる写真※附属設備を含む。</p> <p>ウ 設置する設備の仕様・性能等が分かるもの（カタログの該当ページの写し等）</p> <p>エ 太陽光発電システム導入による省エネルギー効果見込（別紙5）</p> <p>⑥その他省エネルギー化の取組の場合</p> <p>【建物内の断熱対策として実施する既存部分の改修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①に準じる資料 <p>【電気、ガス等のエネルギーを消費する機器の既存設備の更新の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記②③④に準じる資料 <p>【他の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳しくは、県にお問い合わせください。
(3)	<p>見積書の写し（原則2者以上、発行後3か月以内）</p> <p>※見積額の内訳がわかるものを添付すること。</p> <p>※採用した見積書がどれかわかるように余白等にその旨記載すること。</p> <p>※特注品の購入など、見積書の徵取が1者に限定される場合は、業者選定理由書を添付してください。（「業者選定理由書（参考様式）」を使用可）</p>

(4)	ア 口座登録票（電子申請画面への入力により自動作成されるため、添付は不要） イ 電子申請の画面に入力した口座の <u>カナ名義</u> ・口座番号等が確認できる書類 ※通帳表紙の裏面のカナ名義、口座番号等の分かるページの写しなど
(5)	交付申請書類チェックリスト（※指定様式）
(6)	【申請者が個人事業主の場合のみ】 運転免許証の写しなど本人確認書類

9 補助金の採択基準等

(1) 提出された交付申請書類について、事業の内容（補助金の目的と合致するか）、事業の効果（省エネルギー効果が認められるか）、事業計画の妥当性（事業費は適切か）などを画面で審査した上で、予算の範囲内で、次の優先順位により採択を行います。

優先順位 (区分)	内 容
第 1 位	令和4年度募集の本補助金及び令和5年度募集の本補助金をどちらも活用していない施設からの申請のうち、P6「4 補助対象事業」の①～⑤に該当するもの ※本区分の中において、申請受付順で採択します。
第 2 位	令和4年度募集の本補助金及び令和5年度募集の本補助金をどちらも活用していない施設からの申請のうち、P6「4 補助対象事業」の⑥に該当するもの（⑥と「①～⑤」を組み合わせた場合を含む） ※本区分の中において、申請受付順に採択します。
第 3 位	令和4年度募集の本補助金又は令和5年度募集の本補助金のうちどちらか一方のみを活用した施設からの申請のうち、P6「4 補助対象事業」の①～⑤に該当するもの ※本区分の中において、申請受付順で採択します。
第 4 位	令和4年度募集の本補助金又は令和5年度募集の本補助金のうちどちらか一方のみを活用した施設からの申請のうち、P6「4 補助対象事業」の⑥に該当するもの（⑥と「①～⑤」を組み合わせた場合を含む） ※本区分の中において、申請受付順で採択します。
第 5 位	令和4年度募集の本補助金と令和5年度募集の本補助金の両方を活用した施設からの申請のうち、P6「4 補助対象事業」の①～⑤に該当するもの ※本区分の中において、申請受付順で採択します。

第 6 位	<p><u>令和4年度募集の本補助金と令和5年度募集の本補助金の両方を活用した施設</u>からの申請のうち、P6「4 補助対象事業」の<u>⑥に該当するもの</u>（⑥と「①～⑤」を組み合わせた場合を含む）</p> <p>※本区分の中において、申請受付順で採択します。</p>
-------------	--

(2) 採択結果は、「交付決定通知」又は「不交付決定通知」により、通知します。

通知は、申請件数の状況にもよりますが、上記（1）の優先順位等に基づき、5月上旬頃から順次送付し、5月末頃までには全て送付する予定です。ただし、交付申請書類に不備や不足等がある申請者への通知は、さらに遅れることになりますのでご注意ください。

10 事業内容の変更

交付決定後に、やむを得ない事情により、事業内容を変更する必要がある場合は、事前の変更承認を受ける必要があります。変更承認を受けない工事等は補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

11 実績報告

- (1) 施設改修・設備導入等の工事が完了し、請負業者等への支払いを全て終えた日（事業完了日）から1か月以内（ただし、令和8年1月30日が最終期限）に実績報告書類を提出する必要があります。（※郵送の場合は「当日消印有効」）
- ※期限までに実績報告書類の提出がない場合は、補助金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

(2) 実績報告書類は、郵送又は電子申請システムにより提出してください。

■郵送の提出先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1－1
秋田県 健康福祉部 福祉政策課 企画チーム

(注) 交付申請書類の提出は、電子申請のみとなりますのでご注意ください。(P2 参照)

■電子申請システムによる提出方法

P2 記載のウェブサイトのページ内の「実績報告手続き等」の内容を御確認ください。

12 実績報告に必要な書類（実績報告書類）

実績報告に必要な書類は、次の表のとおりです。報告後に、必要に応じて内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがありますので、連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。

※書類に不備がある場合は、補助金の支払いができないことがありますので、ご注意ください。

【実績報告書類】

番号	必要な書類
(1)	<p>ア 実績報告書（様式第2号）</p> <p>イ 所要額精算書（別紙2）</p>
(2)	<p>事業完了後の状況が分かる資料</p> <p><u>①「二重窓」又は「複層ガラス」の設置の場合（※既存部分の改修に限る。）</u> 改修後の状況がわかる写真（背景等から設置場所が判別できるもの） ※交付申請時の写真と同じアングルとすること。 ※数量が多い場合は、交付申請時に提出したものと同じ平面図（配置図）で補足すること。</p> <p><u>②ボイラーの設置、③空調の設置、④施設照明のLED化の場合</u> （※②③は既存設備の更新、④は既存照明設備のLED化に限る。）</p> <p>ア 導入後の設備の写真（背景等から設置場所が判別できるもの） ※交付申請時の写真と同じアングルとすること。 ※照明設備等で数量が多い場合は、平面図（配置図）等で補足すること。</p> <p>イ 導入後の設備の機種型番等の記載内容が確認できる写真 ※証明設備等で数量が多い場合は、上記アの平面図（配置図）やリスト等で補足すること。</p> <p><u>⑤太陽光発電システムの設置の場合（※対象施設の敷地内への新設・増設に限る。）</u> 導入後の設備の写真（附属設備を含む） ※交付申請時の写真と同じアングルとすること。</p> <p><u>⑥その他省エネルギー化の取組の場合</u> 【建物内の断熱対策として実施する既存部分の改修の場合】 • 上記①に準じる資料 【電気、ガス等のエネルギーを消費する機器の既存設備の更新の場合】 • 上記②③④に準じる資料 【その他の場合】 • 詳しくは、県にお問い合わせください。</p>
(3)	<p>実施した事業にかかる発注書の写し（発注日が確認できるもの）</p> <p>※契約書の写しでも可。</p>
(4)	<p>実施した事業にかかる請求書の写し</p> <p>※請求額の内訳がわかるものを添付すること。</p>

(5)	実施した事業にかかる納品書の写し（引渡日が確認できるもの） ※完了報告書の写しでも可
(6)	実施した事業にかかる領収書の写し（支払日・支払額が確認できるもの） ※インターネットバンキングの利用履歴又は振込依頼書（控）の写しでも可。
(7)	実績報告書類チェックリスト（※指定様式）

13 完了検査

実績報告の審査後、交付決定の内容どおりに補助事業を遂行したかを確認するため、県の担当者による現地確認（完了検査）を行います。

14 補助金の支払

実績報告の内容について、県が審査・完了検査を行い、補助金額を確定した後に、補助事業者から請求書を提出いただき、お支払いいたします。

※交付件数が多い場合は、審査に時間要する場合があります。

※請求書の提出方法等については、別途、県から連絡いたします。

15 問い合わせについて

【担当】秋田県 健康福祉部 福祉政策課 企画チーム

■TEL : 018-860-1313

※電話受付時間： 9時～12時 13時～17時

※土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

■メール : welfare@mail2.pref.akita.jp

※お急ぎでない場合は、メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

※質問票様式は、ウェブサイトのページ（P2 参照）からダウンロードできます。